倶知安準都市計画区域の変更（北海道指定）

１．　準都市計画区域の名称

倶知安準都市計画区域

２．　新たに準都市計画区域に含まれる土地の区域

(1) 虻田郡倶知安町字山田 204 番の一部、208 番の一部、209 番の一部、235 番

(2) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条２丁目 181 番の一部、183 番の一部、209 番、227 番、233 番

(3) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条３丁目 183 番の一部、184 番の一部、185 番の一部、204 番、209 番、229 番から 231 番まで、233 番、234 番

(4) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条４丁目 188 番の一部、204 番の一部、232 番

これらの区域に介在する国有地、道有地、町有地の全部並びにこれらの区域の地先公有水面。

３．　準都市計画区域から除外される土地の区域

無し

４．　準都市計画区域に含まれる土地の区域

(1) 虻田郡倶知安町字峠下 33 番、34 番、43 番の一部、44 番から 59 番まで、62 番から 75 番まで、77 番から 87 番まで、89 番から 101 番まで、105 番、106 番、107 番の一部、108 番から 111 番まで、113 番から 138 番まで、140 番、141 番、144 番、147 番、150 番から 153 番まで、155 番、159 番から 161 番まで、163 番から 171 番まで、173 番から 177 番まで、179 番から 181 番まで、183 番から 188 番まで、190 番、193 番から 206 番まで、207 番の一部、208 番の一部、209 番の一部、210 番、211 番、213 番から 218 番まで、224 番の一部、225 番、226 番、228 番の一部、236 番、237 番、240 番から 244 番まで、247 番、248 番、252 番の一部、1170 番、2392 番、2394 番

これらの区域に隣接する倶登山川の河川敷地の一部

(2) 虻田郡倶知安町字琴平の倶登山川の河川敷地の一部

(3) 虻田郡倶知安町字花園 1 番、3 番、4 番、5 番の一部、6 番の一部、7 番から 30 番まで、33 番の一部、36 番の一部、39 番の一部、40 番の一部、41 番の一部、42 番から 49 番まで、51 番、54 番、58 番、60 番、62 番、69 番の一部、70 番から 74 番まで、76 番から 80 番まで、82 番、88 番、93 番、94 番の一部、95 番、96 番、98 番の一部、99 番の一部、100 番の一部、

101 番から 104 番まで、106 番の一部、107 番の一部、108 番から 112 番まで、114 番から 119 番まで

(4) 虻田郡倶知安町字旭 79 番の一部、130 番から 138 番まで、139 番の一部、140 番から 143 番まで、145 番から 157 番まで、160 番から 163 番まで、164 番の一部、165 番から 173 番まで、176 番、179 番から 181 番まで、183 番から 193 番まで、195 番から 203 番まで、205 番、207 番、209 番から 211 番まで、214 番から 216 番まで、218 番から 220 番まで、223 番から 232 番まで、237 番から 240 番まで、272 番、273 番、276 番、279 番から 282 番まで、284 番から 290 番まで、292 番、294 番、296 番から 300 番まで、302 番、303 番、305 番、306 番、312 番、314 番から 318 番まで、323 番、333 番から 338 番まで、341 番、343 番、344 番、346 番、349 番、351 番、356 番、361 番、371 番から 374 番まで、377 番から 380 番まで、382 番から 385 番まで、387 番から 396 番まで、398 番、399 番、403 番から 413 番まで、415 番から 434 番まで、436 番、437 番、439 番から 442 番まで、444 番、445 番、448 番、449 番

(5) 虻田郡倶知安町字岩尾別 21 番の一部、24 番の一部、25 番の一部、26 番の一部、27 番、28 番の一部、44 番の一部、46 番、48 番から 59 番まで、61 番から 63 番まで、64 番の一部、67 番の一部、69 番から 80 番まで、82 番、120 番から 123 番まで、126 番、128 番から 152 番まで、154 番、156 番から 170 番まで、171 番の一部、172 番から 176 番まで、177 番の一部、178 番、179 番の一部、180 番から 214 番まで、219 番から 223 番まで、225 番から 228 番まで、230 番から 251 番まで、253 番、255 番から 262 番まで、264 番から 270 番まで、272 番、275 番から 290 番まで、292 番から 294 番まで、296 番、302 番の一部、313 番、315 番、317 番、318 番、321 番から 325 番まで、327 番、328 番の一部、329 番の一部、330 番の一部、339 番、343 番の一部、344 番の一部、345 番から 348 番まで、351 番、354 番、355 番の一部、357 番、358 番の一部、359 番の一部、369 番の一部、370 番の一部、372 番の一部、374 番から 376 番まで、378 番、380 番、381 番の一部、382 番、384 番、386 番から 390 番まで、403 番、843 番、1002 番、1004 番、1005 番

尻別川の河川敷地の一部

(6) 虻田郡倶知安町南１０条東２丁目の尻別川河川敷地の一部

(7) 虻田郡倶知安町字高砂の全域、字比羅夫の全域、尻別川河川敷地の一部

(8) 虻田郡倶知安町字高嶺４番

(9) 虻田郡倶知安町字樺山 1 番、3 番から 5 番まで、7 番から 15 番まで、17 番、19 番、21 番から 28 番まで、30 番、31 番、33 番から 39 番まで、41 番、44 番、46 番から 59 番まで、62 番から 65 番まで、67 番から 69 番まで、71 番から 73 番まで、75 番から 81 番まで、83 番か

ら 88 番まで、90 番、91 番、93 番から 99 番まで、101 番から 112 番まで、114 番から 120 番まで、122 番から 128 番まで、130 番から 134 番まで、138 番から 147 番まで、150 番から 158 番まで、163 番、166 番、172 番、177 番から 186 番まで、188 番、189 番、192 番、193 番、196 番、198 番から 211 番まで、213 番から 219 番まで、223 番から 225 番まで、227 番、228 番、232 番、236 番、238 番から 241 番まで、243 番、245 番、251 番、252 番、258 番、259 番、260 番の一部、262 番から 268 番まで

尻別川の河川敷地の一部

(10) 虻田郡倶知安町字山田 1 番、3 番、9 番、11 番、13 番、14 番、17 番、19 番から 22 番まで、24 番から 35 番まで、37 番、38 番、42 番から 46 番まで、48 番、50 番の一部、51 番、54 番の一部、55 番、59 番、83 番、137 番、150 番の一部、181 番、196 番の一部、217 番から 225 番まで、236 番、1526 番、1527 番、2396 番、2400 番、2407 番

尻別川の河川敷地の一部

(11) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条１丁目の全域

(12) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条２丁目 179 番、181 番の一部、182 番、183 番の一部

(13) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条３丁目 181 番、182 番、183 番の一部、184 番の一部、185 番の一部、188 番から 192 番まで、2406 番

(14) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ１条４丁目 166 番、188 番の一部、191 番、193 番、195 番、226 番

(15) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ２条１丁目から３丁目の全域

(16) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ３条の全域

(17) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ４条１丁目から３丁目の全域

(18) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ５条１丁目から４丁目の全域

５．変更の理由

倶知安準都市計画区域は、平成 20 年 2 月に約 2,298ha を指定し、令和 5 年 9 月に約 4,525ha に変更して現在に至る。令和 7 年 4 月に「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域及び公園計画の変更（第 3 次点検)」の環境省原案が示され、同年 10 月頃に区域変更される見込みである。

公園区域から削除される区域は、リゾートエリアを形成しているニセコひらふ地区の一部であり、投資的土地利用が継続して高い状況であるため、従前の準都市計画区域と一体的な土地利用を図り、無秩序な開発の防止及び豊かなリゾート地として景観形成を図る観点から準都市計画区域を拡大する。

６．新旧準都市計画区域の面積及び人口表

区　　分	準都市計画区域人口	準都市計画区域面積
新準都市計画区域	1,937 人	約　4,541 ha
旧準都市計画区域	1,937 人	約　4,525 ha

令和２年国勢調査人口

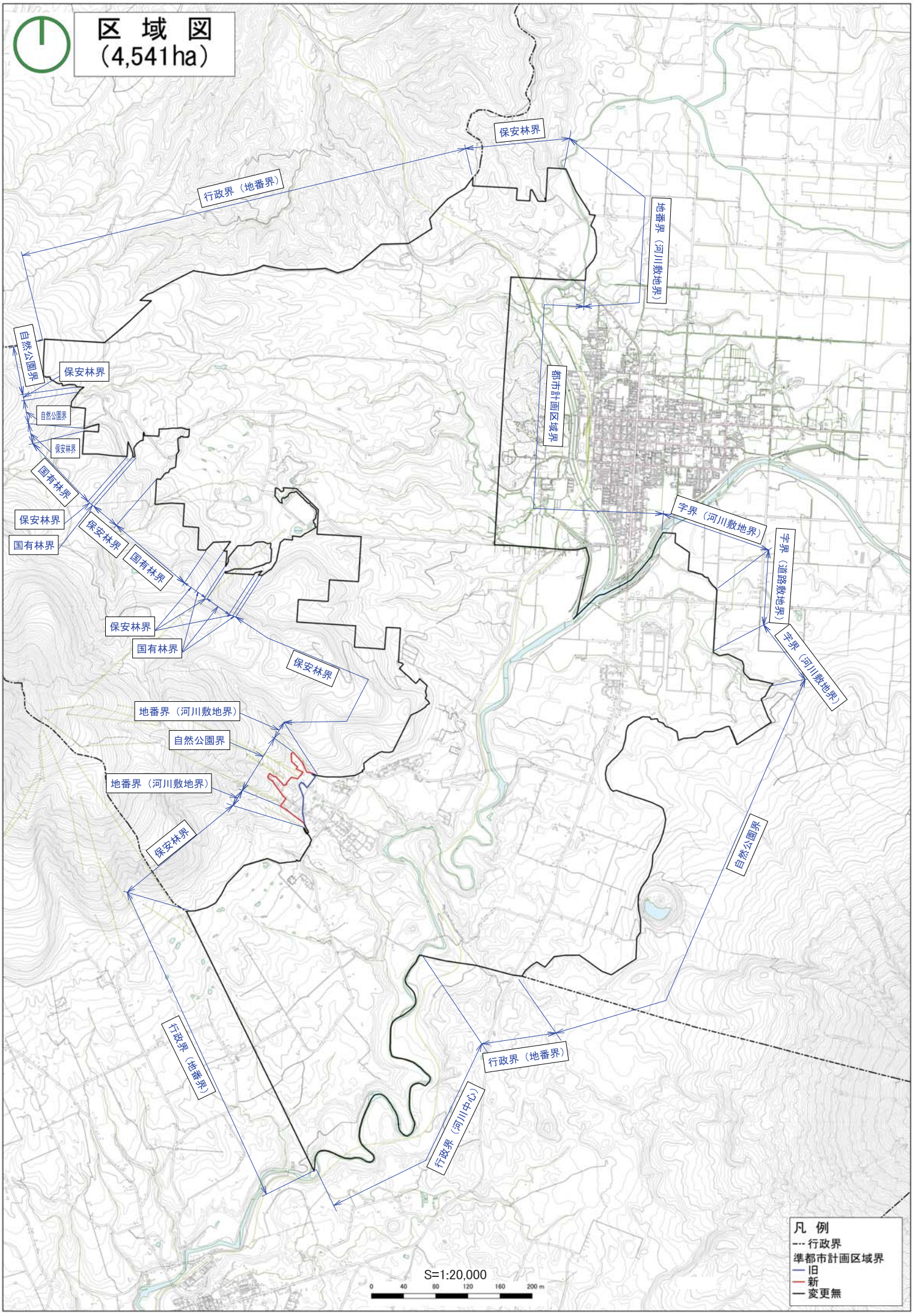
区域図
（4,541ha）
保安林界
行政界（地番界）
地番界（河川敷地界）
自然公園界
保安林界
自然公園界
保安林界
国有林界
保安林界
国有林界
保安林界
国有林界
保安林界
国有林界
都市計画区域界
宇界（河川敷地界）
宇界（道路敷地界）
宇界（河川敷地界）
保安林界
地番界（河川敷地界）
自然公園界
地番界（河川敷地界）
保安林界
自然公園界
行政界（地番界）
行政界（地番界）
行政界（河川中心）
S=1:20,000
0 40 80 120 160 200 m
凡 例
行政界
準都市計画区域界
旧
新
変更無